

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 8年 6月¹⁹日

久留米市長 殿

提出者

住 所 久留米市津福本町422番地

氏 名 社会医療法人 雪の聖母会

理事長 井手 義雄

電話番号 (0942) 35-3322

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	社会医療法人 雪の聖母会 聖マリア病院
事業場の所在地	久留米市津福本町422番地
計画期間	令和 8年 4月 1日から令和 9年 3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	医療、福祉、医療業・病院、一般病院 (P 831)
②事業の規模	総病床数(定床) 1,097床
③従業員数	2,381人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	院内集積所からの収集運搬・中間処理・最終処分とも、委託処理を行っている。 別紙のとおり ①感染性産業廃棄物フローシート 参照

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

発生した感染性産業廃棄物を処理業者に委託する場合には、収集運搬から最終処分に至るまで確認し的確に管理する。

院内の各部署と協力し感染性産業廃棄物処理に対応するために、現在の関係組織に加えて、更に発生現場を中心とした横断的な組織編成を検討する。

(管理体制図)

別紙のとおり

② 緊急時の連絡体制 ・ ③ 感染性廃棄物処理方法 参照

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	排 出 量	266.7 t	t
	(これまでに実施した取組) 院内各現場への巡回指導及び院内教育を行った上で、分別の徹底・梱包用容器の統一・収集運搬業者への受渡時の立会い等さまざまな事を感染性産業廃棄物減量のために行っているが、当該廃棄物は、新規入院患者数、在院患者の動向により量的に変動するため、減量方策を随時検討している。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	排 出 量	300.0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 当院感染性産業廃棄物が増量しないよう目標達成に向けて、分別の強化及び院内各現場への巡回指導及び院内教育を徹底して行う。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 院内各現場への巡回指導及び院内教育を行った上で、分別の徹底・梱包用容器の統一・収集運搬業者への受渡時の立会い等 別紙の通り ④感染性廃棄物の判断フロー ・ ⑤ 廃棄物の分別方法 参照
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項を整理し職員等に定期的に教育・研修を行う。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ — 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ — 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（ — 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	—
	全処理委託量	266.7 t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	— t	— t
	再生利用業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	266.7 t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
	感染性産業廃棄物処理業者及び処分業者の処理内容を確認し、処理業者・処分業者と適正な委託契約の締結を行い、処理施設等及び処分施設の定期的な視察		

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	—
	全 処 理 委 託 量	300 t	— t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	300 t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 中間、最終処分場の減少に関して、廃棄物業者の選定及び定期的な視察等、検討見直しを行う。 電子マニフェスト対応処理業者との契約締結を行う。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（ 令和 7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	266.7 t	
(今後実施する予定の取組等) 2020年度4月1日から前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン電子マニフェストの使用が義務化されるのに伴い、2018年度より当院から発生する特別管理産業廃棄物及び産業廃棄物の処理を委託する場合、電子マニフェストへの加入、電子マニフェスト対応処理業者と契約締結を行っている。			
※事務処理欄			

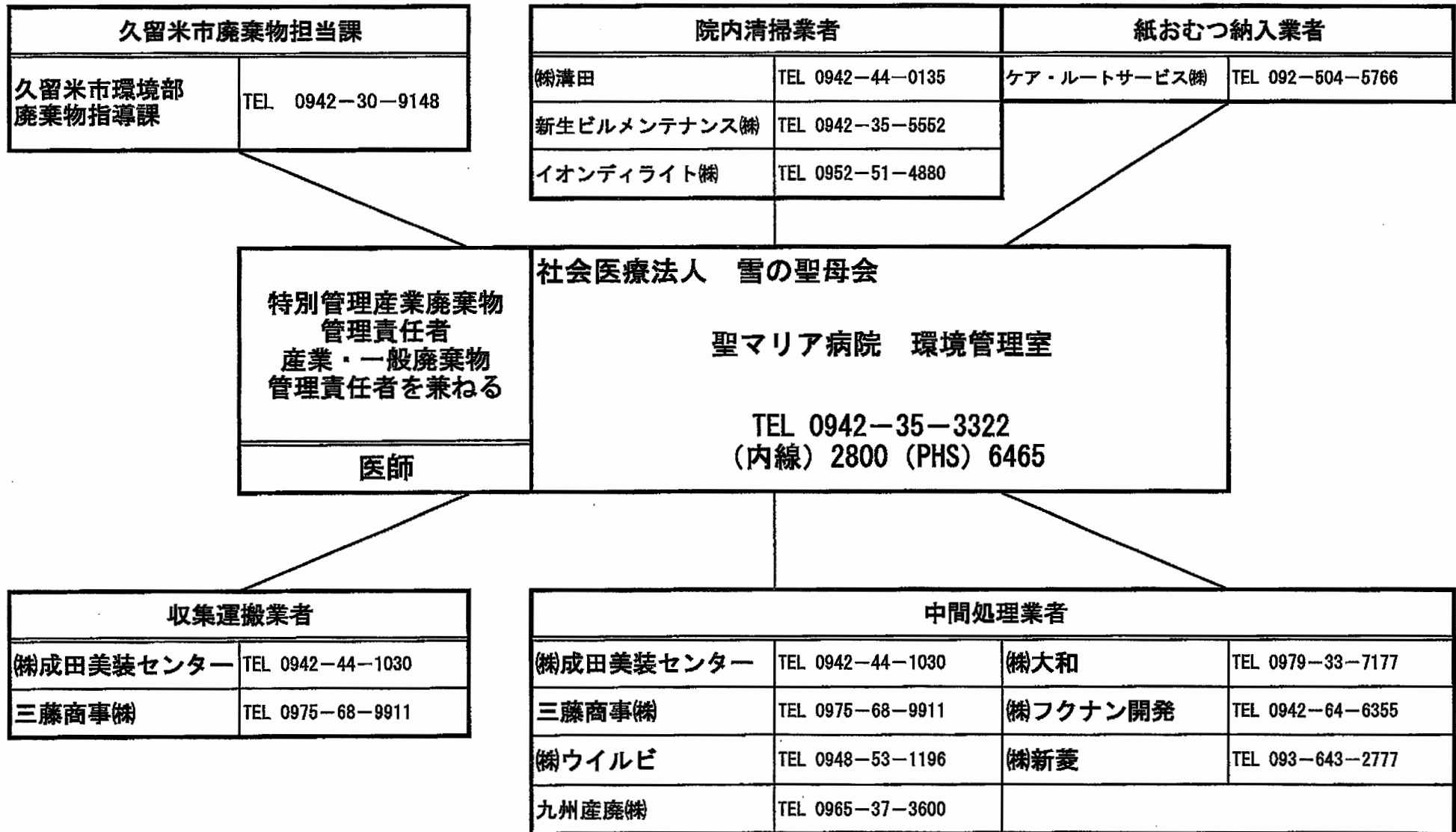
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

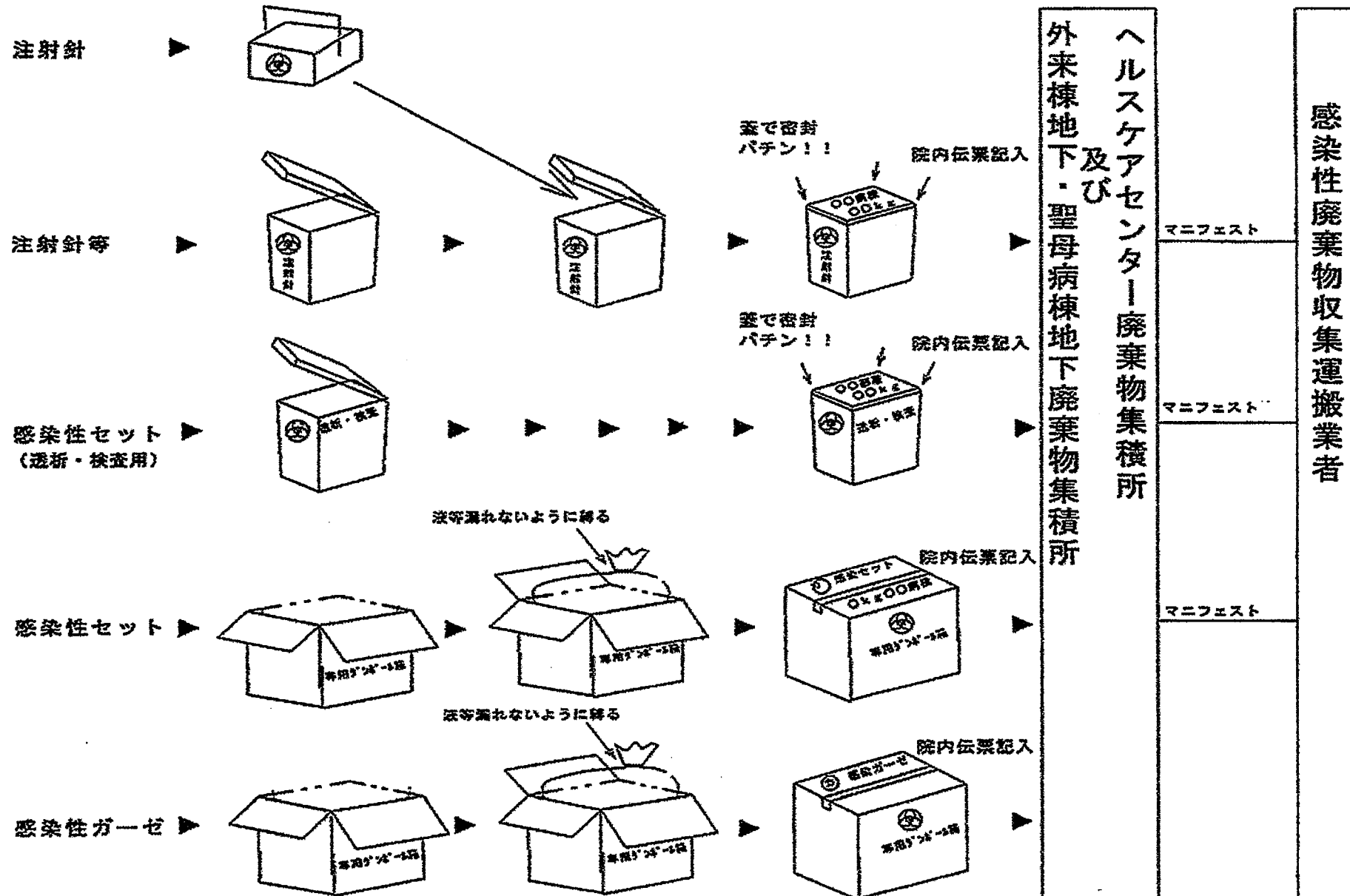
①感染性産業廃棄物フローシート

排出場所	廃棄物	院内処理方法	院内集積所	委託業者への引渡				
[外来棟] 外来棟4F病棟 外来棟5F病棟 外来棟6F病棟 [検査棟] 検査棟1F病棟 [中央(北)棟] 浄化センター 新生児センター [聖母病棟] 透析室 聖母3階 ホスピス病棟 [タワー棟] ER・PCC タワー3F病棟 タワー4F病棟 ICU タワー6F病棟 タワー7F病棟 タワー8F病棟 タワー9F病棟 タワー10F病棟 タワー11F病棟 タワー12F病棟 タワー13F病棟 タワー14F病棟 タワー15F病棟 タワー16F病棟 タワー17F病棟 [その他] 各科外来 手術室 薬剤科 内視鏡室 臨床検査室 中央材料室 聖母の家 ヘルスケアセンター 研究センター	感 染 性 産 業 廃 棄 物	部ビ 署ニ 名ル 袋に二 重に入れ バイオ ハザード マークの 入った 容器に 密封し、 重量・日付・ 内容物を 記載する	聖母病棟地下・外来棟地下・ヘルスケアセンター1階	委託業者への引渡 感染性産業廃棄物収集運搬業者	車両 (保冷車)	車両 (保冷車)	車両 (保冷車)	車両 (保冷車)
		毎日・日祭日除く 08:50～10:30 病院職員搬入 環境管理室立会 (院内伝票受取)	火・水・金曜 08:50～10:30 環境管理室立会 電子マニフェスト登録					
				感染性産業廃棄物一時保管所				
				感染性産業廃棄物中間処理業者				
				感染性産業廃棄物最終処分業者				

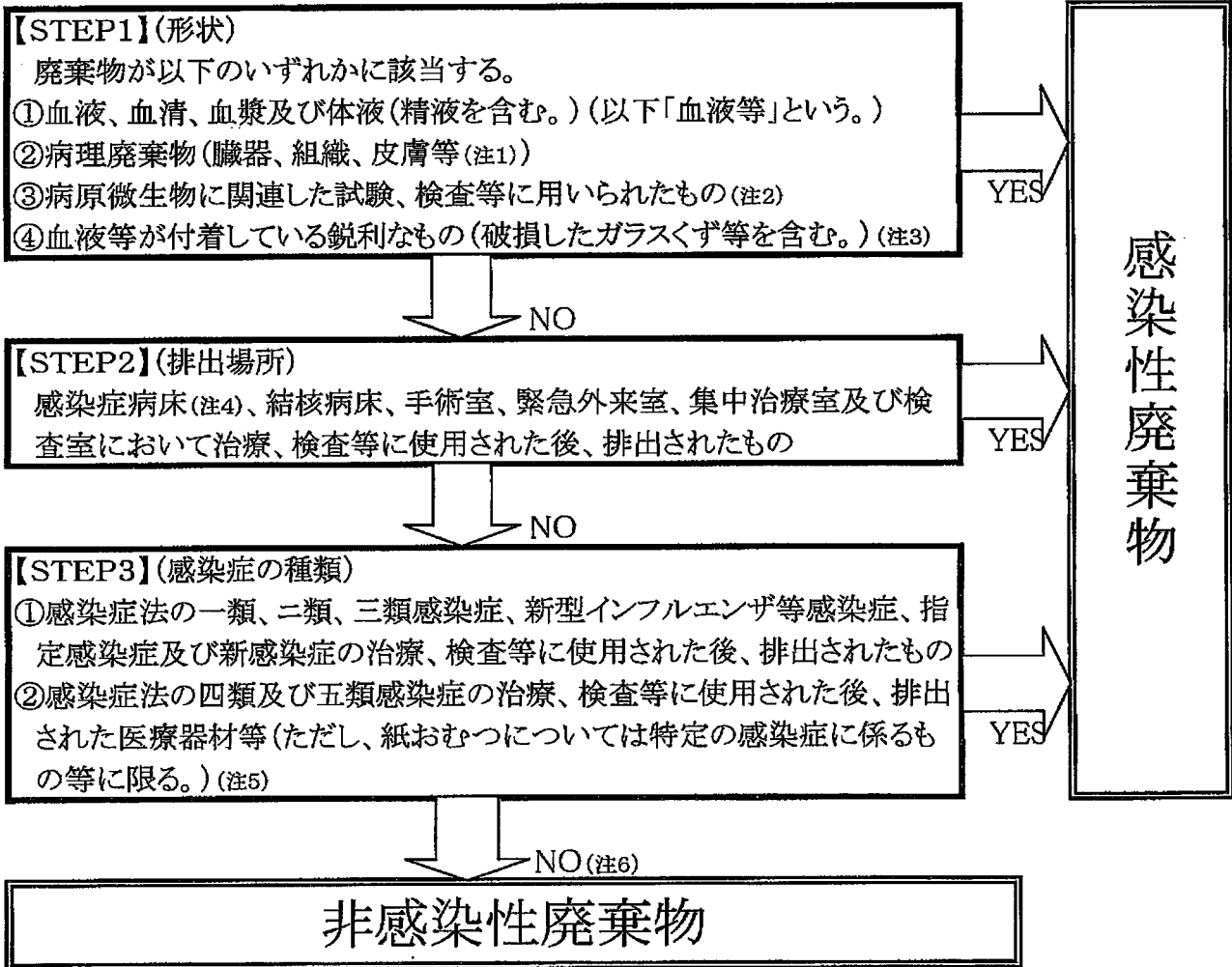
②緊急時の連絡体制



③感染廃棄物処理方法



④ 感染性廃棄物の判断フロー



(注) 次の廃棄物も感染性廃棄物と同等の取扱いとする。

- ・外見上血液と見分けがつかない輸血用血液製剤等
- ・血液等が付着していない鋭利なもの(破損したガラスくず等を含む。)

(注1) ホルマリン漬臓器等を含む。

(注2) 病原微生物に関連した試験、検査等に使用した培地、実験動物の死体、試験管、シャーレ等

(注3) 医療器材としての注射針、メス、破損したアンプル・バイアル等

(注4) 感染症法により入院処置が講ぜられる一類、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の病床

(注5) 医療器材(注射針、メス、ガラスくず等)、ディスポーザブルの医療器材(ピンセット、注射器、カテーテル類、透析等回路、輸液点滴セット、手袋、血液バック、リネン類等)、衛生材料(ガーゼ、脱脂綿)、紙おむつ、標本(検体標本)等

なお、インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)、伝染性紅斑、レジオネラ症等の患者の紙おむつ(参考1参照)は、血液等が付着していなければ感染性廃棄物ではない。

(注6) 感染性・非感染性のいずれかであるかは、通常はこのフローで判断が可能であるが、このフローで判断できないものについては、医師等(医師、歯科医師及び獣医師)により、感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。

⑤ 医療廃棄物の分別方法(院内伝票記入欄)

※血液等とは、血液・血漿・血清・尿・便・喀痰・胃液・骨髓液・精液・胸水・腹水・分泌液等の体液をいう。

廃棄物の分類	廃棄物名	色※注	容 器	種 類 名
感染性産業廃棄物	注射針	イエロー	ポリペール(30%)	血液等の付着した鋭利な物 【注射針、メス(替刃含む)、ランセット、採血管等】 血液等の付着した注射器、 ガラス製アンプル、割れたガラス等 抗癌性腫瘍剤の付着した物
	感染性セット	オレンジ	ポリペール(30%) ダンボール箱 (30%・60%)	透析器具、血液等の検体容器、培地等 ----- 血液等の付着した医療用器具等 【輸血セット、ディスプレイ器具類、尿パック、 ウロパック、ドレーンパック、ディスポ手袋、シャー レ、スライドグラス、凝固した血液、ビニールエプロン 等】
感染性一般廃棄物	感染性ガーゼ	オレンジ	ダンボール箱 (30%・60%)	血液等が付着した紙及び布製の物 【紙オムツ、酒精綿、濾紙、ガーゼ、包帯、ガウン、 シーツ、マスク、帽子、綿球、絆創膏等】
産業廃棄物	医療用プラスチック		ポリペール(50%)	混注に使用した注射器 ----- 医療用で血液等の付着していないプラスチック 製及びビニール製の物 【点滴ボトル、点滴チューブ、アンプル等】
			ビニール袋	
	医療用ガラス		ビニール袋	医療用で血液等の付着していないガラス製品で 250ml以上の物【点滴瓶、ギプス、シーネ等】 ----- 医療用で血液等の付着していないガラス製品で 250ml未満の物【バイアル瓶等】

※注: バイオハザードマークの色